

第1編 総論

第1章 計画の目的、町の責務、構成等

三木町（以下「町」という。）は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の目的及び町の責務を明らかにするとともに、構成等について定める。

1 町国民保護計画の目的及び町の責務

(1) 町国民保護計画の目的

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項の規定に基づき、三木町長（以下「町長」という。）が作成する計画であり、町が実施する国民保護措置に関する必要な事項を定め、もって、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、町の地域に係る武力攻撃事態、緊急対処事態等から国民の生命、身体及び財産を守るとともに、武力攻撃に伴う被害を最小化することを目的とする。

(2) 町の責務

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ・町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・町が実施する国民保護措置に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ・国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ・国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ・その他、町長が必要と認める事項

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、三木町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は不要）。

4 町地域防災計画等との関連

この計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等に対処するためのものであり、三木町地域防災計画（一般対策編、震災対策編）（以下「町地域防災計画」という。）は別の法体系による計画である。

他の計画等の活用については、次章の基本方針に定める。

第2章 国民保護措置に関する町の基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、近隣市町、町の消防事務を委託した高松市消防局、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、その要請に当たって強制にわたらないよう留意する。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

本町には、第4章において詳述するように、計画策定に当たって配慮すべき地域特性が存在する。町は、国民保護措置の実施に当たり、これらの地域特性に十分に配慮する。

(10) 町地域防災計画等の活用

町は、国民保護措置が、現有の町地域防災計画及び三木町の危機管理体制における自然災害、事故災害への対応と共通した事項が多いことから、これらの計画等に基づく取り組みの蓄積を活用するよう努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、県、市町等における、それぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

図1-1 国民の保護に関する措置の仕組み

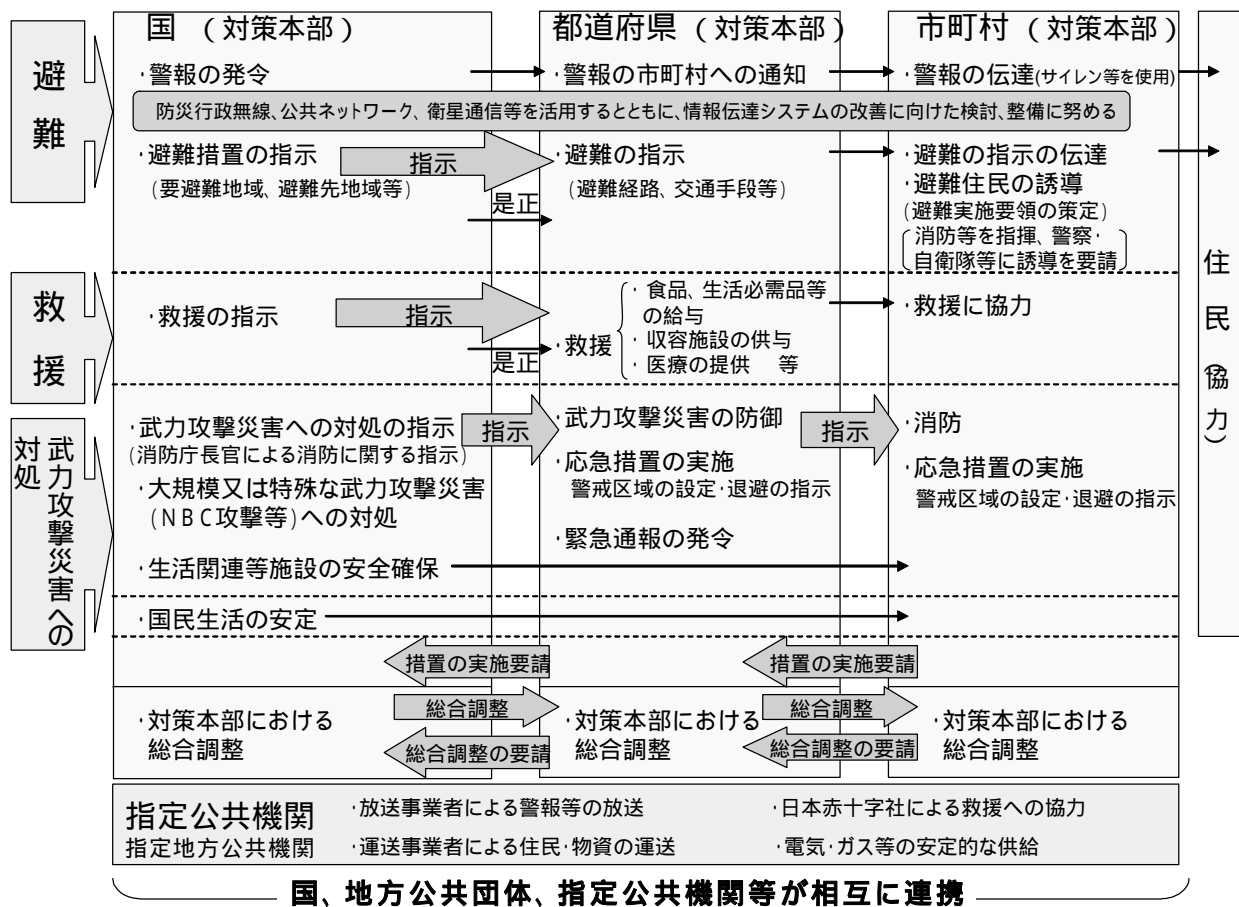


表1-1 町の事務又は業務の大綱

機関 の名称	事務又は業務の大綱
三木町	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

関係機関の連絡先

- (1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）
- (2) 県関係機関（県警察含む）
- (3) 関係市町機関（消防機関含む）
- (4) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
- (5) その他関係機関

以上、資料編のとおり

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地理的、社会的特徴

(1) 地形

本町は、香川県の東部に位置し、東はさぬき市、北及び西は高松市、南は徳島県美馬市と町の区域を接している。面積は75.78平方キロメートル、東西は5.8キロメートル、南北は18.4キロメートルで南北に細長い地形をしている。

地形の特徴としては、北部と南部に山地があり、中央部の低地が平地になっている。

この中央部に、東部を流れる鴨部川、中央を流れる新川とその西側に新川支流である吉田川が流れ、東西に主要地方道が通っている。

(2) 気候

本町は、典型的な瀬戸内気候区にあり、気候が温暖で、降水量が少ない。年平均気温は15.8℃、年降水量の平年値は1,123.6mmである（高松地方气象台）。

月降水量の平年値は、6月、9月に最も多く、梅雨と台風に伴う降雨である。一方、8月の月降水量の平年値は92.3mmであり、梅雨時期の降水量が少ない場合、夏場において湯水になるおそれがある。

図1-2 地形図

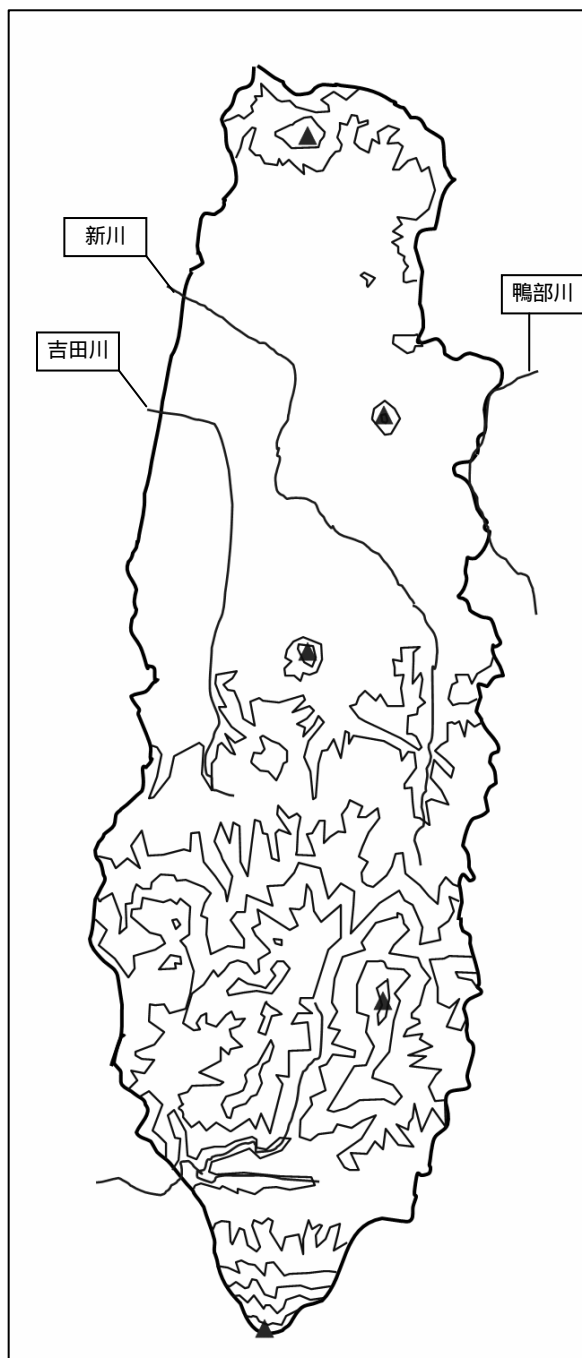
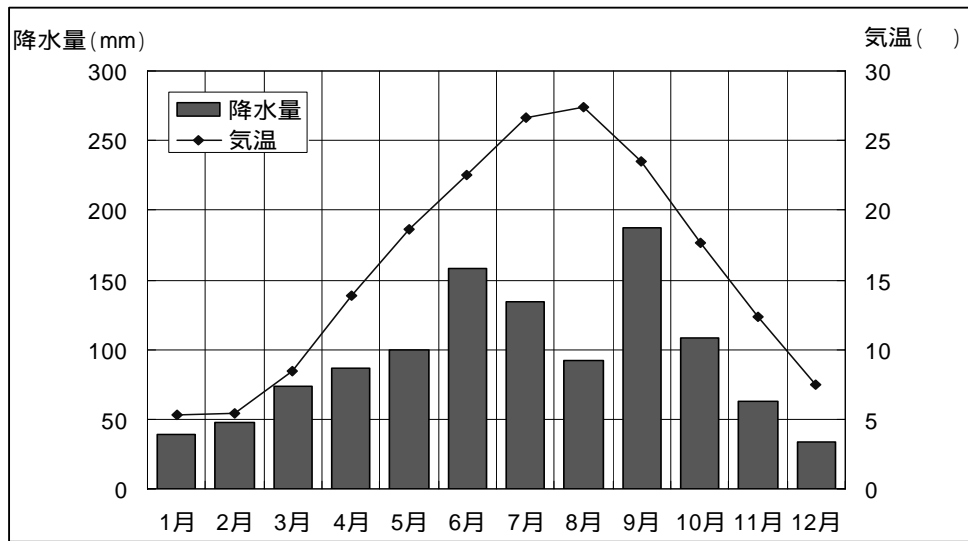


図1-3 各月における平均気温及び降水量（平年値）



高松地方気象台（高松）の昭和46年から平成12年までの30年の資料より

(3) 人口

本町の人口は、平成17年10月1日現在、28,790人（男性13,794人 女性14,996人）である。人口分布は、人口の87%が中央部に集中している。

本町の世代別人口は、15歳未満が13.4%、15歳～64歳が63.7%、65歳以上が22.9%となっている。中山間地域（奥山、小菘）と他地域の高齢化比率を比較すると、中山間地域では、56.2%であるのに対し、他地域では、21.5%であり、中山間地域が34.7ポイント高い。

図1-4 男女別、年齢別（5歳階級）人口比（平成17年10月1日現在）

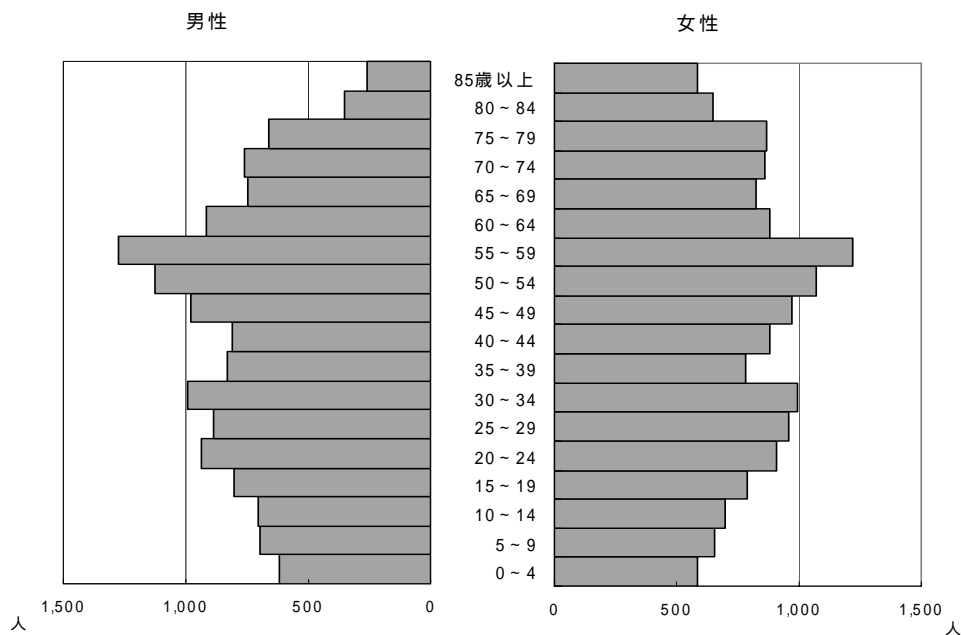


表1-2 地区別人口分布

地区別人口分布

地区	15歳未満 比率	15歳～64歳 比率	65歳以上 比率	計
鹿伏	158 14.3%	772 70.1%	172 15.6%	1,102
平木	396 15.5%	1,605 62.7%	559 21.8%	2,560
井上	212 12.6%	1,101 65.3%	374 22.2%	1,687
池戸	719 12.5%	3,831 66.8%	1,188 20.7%	5,738
鹿庭	90 9.6%	543 57.9%	305 32.5%	938
奥山	14 3.7%	177 46.9%	186 49.3%	377
田中	332 11.7%	1,837 64.8%	668 23.5%	2,837
朝倉	40 8.7%	250 54.2%	171 37.1%	461
小蓑	5 2.2%	103 46.0%	116 51.8%	224
氷上	1,074 17.5%	3,979 64.9%	1,078 17.6%	6,131
上高岡	143 11.6%	783 63.4%	309 25.0%	1,235
下高岡	402 12.6%	2,089 65.6%	694 21.8%	3,185
井戸	372 12.2%	1,733 56.7%	951 31.1%	3,056
計	3,957 13.4%	18,803 63.7%	6,771 22.9%	29,531

は中央部にある地区

平成18年10月1日現在

(4) 道路

- ・本町の主要幹線道路として、町域を横断する県道高松長尾大内線、縦断する県道小蓑前田東線を主軸として基本的な道路網を形成している。
- ・町南部の中山間地域（奥山地区、小蓑地区）では、冬季になると積雪や路面凍結により、交通が途絶するおそれがある。
- ・香川県地域防災計画では、以下の7路線を緊急輸送路に指定している。

表1-3 町内緊急輸送路

区分	種別	路線名	区間
第1次	高速自動車国道	自動車専用道路(高松東道路)	三木町～さぬき市津田町鶴羽
	国道	国道11号	高松市上天神町～三木町
		国道193号	高松市上天神町～三木町
第2次	県道	県道高松長尾大内線	高松市春日町～東かがわ市町田
		三木綾川線	三木町下高岡～綾川町陶
	三木牟礼線	三木町～高松市牟礼町	
第3次	国道	国道377号	東かがわ市西山～三木町奥山

(5) 鉄道

本町にある鉄道として、高松琴平電気鉄道(株)の長尾線が、本町と高松市及びさぬき市を結んでおり、町内に7駅が設けられている。

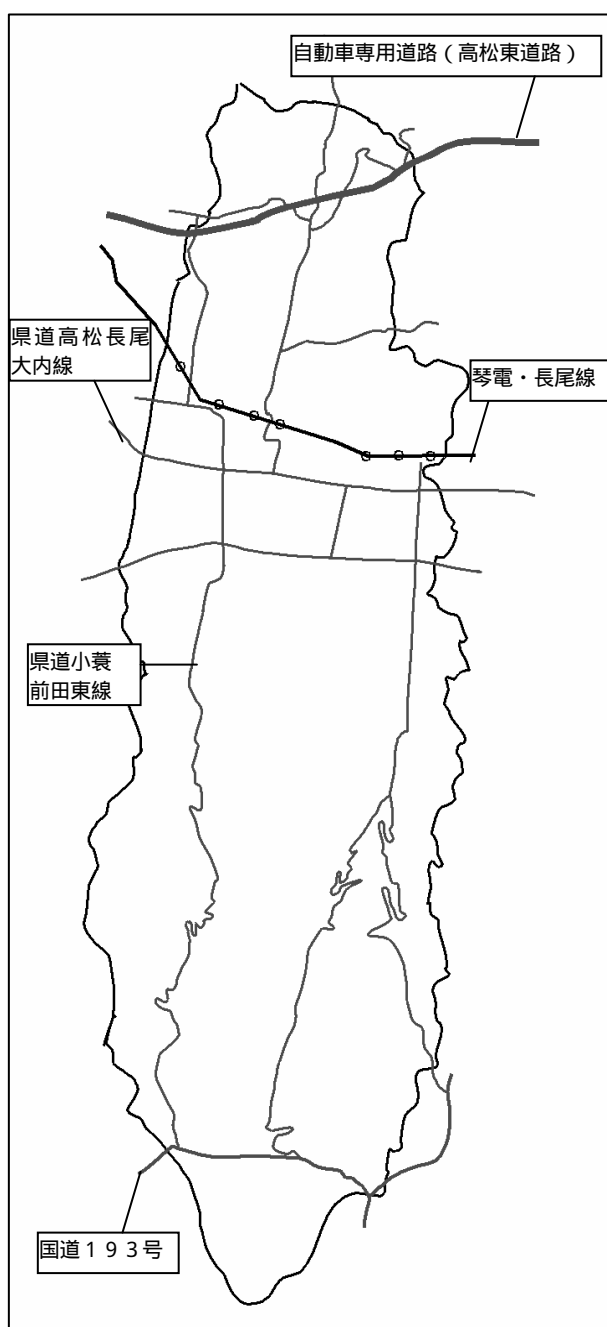
(6)香川用水、ため池、ダム

本町は、年平均降水量が全国平均と比べ3分の2と少なく、また、大きな河川もないことから、水源確保対策として、古くより多くのため池が築かれるとともに、昭和49年には香川用水の通水が開始された。

ため池は町内に700余か所あり、主なため池として、男井間池（貯水量956千トン）、二股上池（貯水量606千トン）がある。

本町にはダムは存在しないが、町内東部を流れる鴨部川上流に県管理の前山ダム（さぬき市前山）がある。

図1 - 5 主な道路と鉄道の位置



2 国民保護措置の実施に関する留意事項

(1) 中山間地域における高齢者等の住民避難

本町は、高齢化比率が全国平均（19.5%）より3.4ポイント高く、特に中山間地域に位置する地区においては、高齢者の比率がさらに高いことから、高齢者など特に配慮を要する者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

また、中山間地域における冬季の住民避難については、気象条件により避難の経路や交通手段が限定されることから、避難誘導のあり方を十分に検討する必要がある。

(2) 香川用水、ため池等の安全確保

町は、武力攻撃事態等において、香川用水、ため池、ダムが破壊された場合には、破壊による直接被害のみならず、浸水、水資源の枯渇等による二次的被害をもたらすため、平素から関係機関との連携のもと、これら施設の安全確保や飲料水等の安定的供給の体制を整備することが必要である。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる4類型を対象とする。ここでは、基本指針に示されたそれぞれの類型の特徴、留意点を示す。

着上陸侵攻	ゲリラや特殊部隊による攻撃
弾道ミサイル攻撃	航空攻撃

表1-4 対象とする武力攻撃事態

	特 徴	留 意 点
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことが想定される 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標になりやすい 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域が攻撃目標となりやすい 石油コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害が発生する 	<ul style="list-style-type: none"> 事前の準備が可能、先行避難・広域避難が必要 瀬戸内の香川県の場合、いきなりの着上陸の可能性は低いと考えられ、事前準備が可能 可能なら武力攻撃予測事態において避難 広域避難に伴う混乱発生の防止に努める 速やかな避難のための輸送力確保が必要
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> 事前に予測できず突発的に被害が発生することも考えられる 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害等大きな被害の発生も想定される（石油コンビナート等の被害） 汚い爆弾（ダーティボム）が使用される場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部長は、要避難地域の住民を速やかに避難させる 武力攻撃の態様に応じ、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適切に避難させる等の対応が必要 知事による緊急通報の発令、市町長又は知事による退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要

弾道ミサイル攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、かつ、極めて短時間での着弾が予想される ・弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる 	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な情報伝達体制と適切な対応による被害の局限化が重要 ・当初は屋内避難を指示し、着弾後に被害状況を迅速に把握した上で、弾頭の種類に応じた避難措置の指示を実施 ・屋内避難の場合には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難 ・事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域へ避難
航空攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易だが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難 ・都市部や、ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定 ・繰り返し行われることも考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃目標を限定せずに、屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある ・生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置に留意 ・屋内避難に当たっては、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設や建築物の地階等の地下施設に避難

特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）については、基本指針に示された留意点を以下に示す。

留意点	
NBC攻撃共通の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずる ・消防機関、県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、避難住民の誘導を行う ・知事は、建物への立入制限、交通の制限、給水制限等の措置を講ずる ・避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えさせる

	特 徴	留 意 点
核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ・被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる ・放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される 	<ul style="list-style-type: none"> ・風下を避けて極力風向きと垂直方向に避難し、手袋、帽子、雨合羽等により放射性降下物による外部被ばくを抑制 ・汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める ・熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、堅牢な建物、地下施設等に避難し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難 ・汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切に実施
生物兵器	<ul style="list-style-type: none"> ・人に知られることなく散布することが可能で、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・二次感染の拡大防止が課題 ・外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる ・厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行う
化学兵器	<ul style="list-style-type: none"> ・地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難する ・原因物質の検知及び特定、汚染地域の範囲の特定及び除染、被災者の救助等、汚染の拡大の防止のための措置を迅速に実施 ・化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く

2 緊急処理事態

町国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている事態例を対象とする。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
可燃性ガス貯蔵施設等の 爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる
ダム の破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大なものとなる

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要	
・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	放射性物質	・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である ・ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である
・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布		生物剤(毒素を含む。)による攻撃
・水源地に対する毒素等の混入	化学剤による攻撃	・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想 ・爆発、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる